

ふるさと住民登録制度推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本要領は、「ふるさと住民登録制度推進業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等に関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 ふるさと住民登録制度推進業務
- (2) 業務内容 ふるさと住民登録制度推進に係る一連の業務を行う。
- (3) 業務場所 京都府亀岡市域
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案限度額 5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 実施形式 公募型

4 日 程

令和7年10月23日(木)	公募開始
10月29日(水)	質問締切
10月31日(金)	質問に対する回答
11月 6日(木)	参加申込書の提出期限
11月10日(月)	資格確認結果送付
11月17日(月)	企画提案書の提出期限
11月中旬～下旬	書面審査・プレゼンテーション審査
11月下旬～12月上旬	選定結果通知・公表

5 参加資格

- (1) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しない者

(7) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。

(8) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、(1)から(5)までは代表者及びその他の構成員ともに満たすものとし、(6)から(7)までは代表者又はその他の構成員いずれかが要件を満たすものとする。なお、契約締結は代表者で行うものとし、コンソーシアム届出書兼委任状（様式7）及び協定書（様式8）を提出すること。

6 参加申込みの手続

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 事業所概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 予定担当者調書（様式4）

オ 亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類もあわせて提出してください。
(提出部数各1部)

(1) 法人にあっては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）

(2) 個人にあっては、住民票等住所がわかる証明書

(3) 法人にあっては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

(4) 個人にあっては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

(5) 誓約書（様式9）及び役員等調書（様式10）

(6) 支店・営業所の場合、本社の委任状

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 部 数 各1部

(4) 提出場所 「16 事務局」に記載のとおり

(5) 提出期限 令和7年11月6日（木）午後5時

※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年10月29日(水) 正午まで
- (2) 受付方法 LoGo フォーム (<https://logoform.jp/form/JbYC/1262646>) 
- (3) 回答日及び回答方法
令和7年10月31日(金) 午後5時までに亀岡市のホームページにて公開する。
- (4) 質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込みの手続」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類 「9 企画提案書について」に記載のとおり
- (2) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。
- (3) 提出先 「16 事務局」に記載のとおり
- (4) 受付期間 令和7年11月17日(月) まで
※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

9 企画提案書について

企画提案書は次のとおりとする。

- (1) 内 容
 - ア 企画提案書表紙(様式5)
 - ・ 正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。
 - ・ 副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
 - イ 企画提案書
 - ・ 様式自由とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込みにすること。
 - ・ 印刷はカラー、白黒を問わない。
 - ・ 副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
 - ・ 20枚(両面印刷可)以内とし、提案内容は簡潔に表現すること。
 - ウ 業務工程表(任意の様式とするが、月ごとに整理すること。)
 - エ 参考業務見積書及び内訳書(任意の様式とするが、金額は税込みとし、提案限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。)
- (2) 提出部数 【紙】 正本1部、副本5部
 - ・ 上記ア～ウを一纏めにすること。
 - ・ エ(参考業務見積書及び内訳書)は正本1部提出。

1 0 審 査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、地域商社の設立に係る伴走支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書面審査（１次選考）及びプレゼンテーション審査を実施するが、非公開とする。

なお、プレゼンテーション審査については、書面審査を通過したものを対象に実施する。

また、参加者が１者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

- (１) 日 時 電子メールにて別途通知する。
- (２) 場 所 亀岡市役所
- (３) 出 席 者 出席者は３名以内とする。
- (４) 所要時間 ３５分以内（準備３分、説明２０分、質疑応答１０分、片付け２分）
- (５) 内 容 説明は企画提案書記載内容から変更は認めない。ただし、企画書の説明資料（例：プレゼンテーション用のスライドなど）の利用は可とする。
- (６) 使用機器 パソコンは参加者が用意すること。電源、プロジェクター、スクリーン、ディスプレイケーブル、延長コードは本市で用意する。

1 1 企画提案者がいない場合の取扱い

企画提案者がいない場合は、選定委員会において手続を終了するのか又は参加資格等を見直して再公募するのかを協議し決定する。

1 2 結果通知等

(１) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、企画提案評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の６割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(２) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1 3 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (１) 「５ 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (２) 契約交渉が成立しないとき又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (３) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (４) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 4 情報公開及び提供

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開する。

1 5 そ の 他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者が協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

1 6 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市政策企画部企画調整課

電話番号：0771-25-5006（直通）

FAX番号：0771-24-5501

電子メール：yume-vision@city.kameoka.lg.jp

別表「審査項目」
区分①：企画提案評価

審査項目	評価内容	配点	
1. 事業理解度と的確性	(1) 事業目的・背景の理解度 仕様書に示された業務目的や、ふるさと住民制度に関する国の動向等について十分に理解しているか。	6点	18点
	(2) 先行事例の分析理解 ふるさと住民登録制度、及びそれに類似する制度に係る他自治体の取組状況を調査分析しているか。	6点	
	(3) 亀岡市の状況理解 関係人口等に係る亀岡市の状況について正しく分析、理解しているか。	6点	
2. 業務内容に関する提案	(1) ふるさと住民登録制度の構築（その1） 登録者にとってわかりやすく、簡単に登録ができる設計（手順）となっているか。	6点	42点
	(2) ふるさと住民登録制度の構築（その2） 登録者に提供する亀岡市ならではの登録メリットが魅力的な提案となっているか。また、それに係る費用見込みが適切に算出されており、かつ実現可能な金額となっているか。	6点 ×2	
	(3) ふるさと住民登録制度の構築（その3） 登録メリットに係る運用支援の提案内容が適切、かつ実現可能な提案となっているか。	6点	
	(5) ふるさと住民登録制度に係るプロモーション（その1） ペルソナ分析（想定するターゲット層）及びKPIが適切に設定されているか。	6点	
	(6) ふるさと住民登録制度に係るプロモーション（その2） プロモーション方法が効果的で登録者の最大化が期待できる提案となっているか。また適切な費用見込みができていないか。	6点 ×2	
3. 業務実施体制と工程	(1) 実施体制の妥当性 業務を遂行するのに十分かつ適切な人員（専門性、経験等）が配置され、責任者の役割が明確になっているか。	6点	18点
	(2) 工程管理の妥当性 契約期間内（令和8年3月31日まで）に業務を完了するための、各工程のスケジュール、進捗管理方法が具体的かつ現実的か。	6点	
	(3) 発注者との連携 仕様書に示された発注者との協議や報告体制について、円滑な連携を図るための具体的な工夫や提案があるか。	6点	
企画提案評価合計		78点	

別表「審査項目」

区分②：客観的評価

審査項目	評価内容	配点
4. 業務実績	(1) 同種・類似業務の実績 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年9月30日）に本業務と同種または類似する業務（地方創生コンサルティング、シティープロモーション等）の実績を有しているか。（5件以上：5点、4件以上：4点、3件以上：3点、1件以上：2点、1件以上：1点）	5点
5. 地域貢献・実施体制	(1) 亀岡市内事業者の評価 亀岡市内に本店、支店、営業所等の事業拠点を有しているか。（市内本店：5点、市内に支店・営業所：3点、それ以外：0点）	5点
6. 価格点	(1) 提案価格 提案価格が積算上限価格の範囲内であり、かつ、見積内容が適正であるか。価格点は、最低提案価格を基準に算出する。 $\text{価格点の満点 (70点)} \times \frac{\text{（提案価格のうち最低価格）}}{\text{（自社の提案価格）}} \text{ ※小数点以下四捨五入}$	70点
客 観 的 評 価 合 計		80点

＜総合評価点＞ 企画提案評価（78点×委員5人＝390点）＋客観的評価（80点）	470点
--	------

配点基準

6	非常に優秀である
5	優秀である
4	少し優れている
3	少し劣っている
2	劣っている
1	かなり劣っている